

令和5年度第1回三重県社会福祉審議会 事項書

日時：令和5年12月15日（金）14:00～16:00

場所：三重県勤労者福祉会館5階

職員研修センター第2教室

1 開会

P. 1～P. 16 資料 1

- ・ 開会あいさつ
- ・ 委員及び事務局から自己紹介
- ・ 三重県社会福祉審議会について
- ・ 審議会・専門分科会・部会の構成と令和4年度の審議結果について
- ・ 委員長選出 等

2 議題

報告事項

(1) 「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」（中間案）について
(障がい福祉課)

P. 17～P. 21、別冊1 資料 2

(2) 「第3次三重県手話施策推進計画」（中間案）について (障がい福祉課)

P. 23～P. 26、別冊2 資料 3

(3) 「第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画（みえ高齢者・元気がやきプラン）」（中間案）について (長寿介護課)

P. 27～P. 30、別冊3 資料 4

3 その他

4 閉会

「三重県社会福祉審議会」について

- 設置根拠：社会福祉法第7条
- 審議内容：社会福祉に関する事項
 - ※社会福祉法第12条に基づき、三重県社会福祉審議会条例第2条において、「児童福祉に関する事項」についても審議することと定めている。
- 設置年月日：昭和39年4月1日
- 現委員の任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）
- 委員構成：20名
 - 社会福祉法第8条に基づき、都道府県の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、三重県知事が任命
- 委員長：委員の互選により選出
- 分科会及び部会：組織構成図を参照
- 事務局：子ども・福祉総務課
- 主な議題
 - ・主な計画の策定や改定
 - ・新たな取組やその取組状況等
 - ・影響が大きいと見込まれる条例の制定
 - ・主な関係施策の概要
 - ・審議会要綱の改正や審議会の部会等の状況報告 等

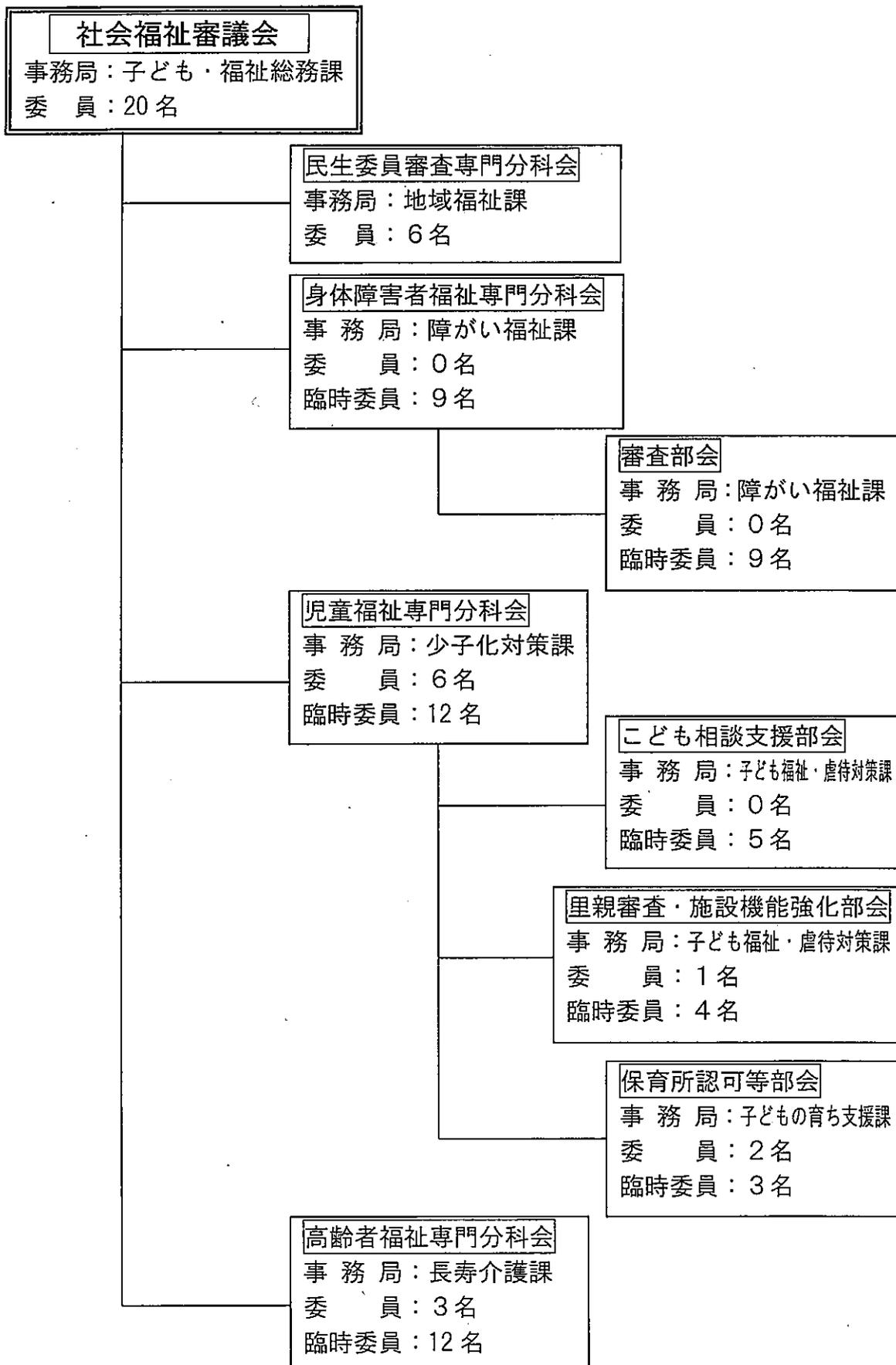
令和4年度開催状況

■ 第1回（令和5年2月2日）

○報告事項

- (1) 「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」について
- (2) 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（最終案）について
- (3) 民生委員・児童委員の一斉改選結果について
- (4) ヤングケアラー支援の取組について

三重県社会福祉審議会 組織構成図



社会福祉審議会

令和5年12月15日現在

事務局：子ども・福祉総務課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

委員長：委員の互選によって選出

設置根拠：社会福祉法第7条

審議内容：社会福祉に関する事項

構成員名簿（委員20名）

※五十音順

氏名	区分	新任	職名
青山 弘忠	委員		三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
安部 悦子	委員		UDうれしの代表
伊藤 卓也	委員		公募委員（三重県理学療法士会副会長・事務局長）
伊藤 正朗	委員	○	三重弁護士会 推薦弁護士
井村 正勝	委員		三重県社会福祉協議会会長
宇仁田 元	委員	○	三重県小中学校長会副会長（志摩市立磯部小学校校長）
鶴沼 憲晴	委員		皇學館大学現代日本社会学部教授
柿本 宏枝	委員		三重県自閉症協会副会長
加藤 隆	委員		三重県町村会副会長（木曾岬町長）
川口 円	委員	○	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
北村 香織	委員		三重短期大学生生活科学科准教授
吉良 勇藏	委員		三重県老人クラブ連合会会長
坂井 治美	委員	○	みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員
田邊 寿	委員	○	三重県地域福祉活動推進協議会会長
谷 眞澄	委員		三重県看護協会会長
対馬 あさみ	委員		公募委員（三重こども食堂ネットワーク代表）
中村 欣一郎	委員		三重県市長会副会長（鳥羽市長）
野村 豊樹	委員	○	三重県医師会常任理事
番条 喜芳	委員		三重県労働者福祉協議会理事長
山本 壽人	委員		三重県民生委員児童委員協議会会長

民生委員審査専門分科会

令和5年12月15日現在

事務局：地域福祉課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

専門分科会長：委員の互選によって選出

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員6名）

※五十音順

氏名	区分	職名
安部 悦子	委員	UDうれしの代表
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会会長
加藤 隆	委員	三重県町村会副会長（木曾岬町長）
川口 円	委員	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
田邊 寿	委員	三重県地域福祉活動推進協議会会長
山本 壽人	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長

身体障害者福祉専門分科会

令和5年12月15日現在

事務局：障がい福祉課

任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

専門分科会長：杉村 芳樹

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：身体障害者の福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（先端的外科技術開発学）助教
近藤 峰生	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター副院長、国立大学法人三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	村瀬病院泌尿器科・前立腺センター長 三重大学医学部腎泌尿器外科名誉教授・リサーチアソシエイト
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、国立大学法人三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
増田 佐和子	臨時委員	独立行政法人国立病院機構三重病院（耳鼻咽喉科）医長
松本 剛史	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院助教

身体障害者福祉専門分科会審査部会

令和5年12月15日現在

事務局：障がい福祉課（障害者相談支援センター）

任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

審査部会長：杉村 芳樹

設置根拠：社会福祉法施行令第3条

審議内容：

- ・身体障害者手帳認定の指定医師の指定の審議
- ・身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議
- ・自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定等に関する協議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

（構成員は身体障害者福祉専門分科会と同じ）

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（先端的外科技術開発学）助教
近藤 峰生	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター副院長、国立大学法人三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	村瀬病院泌尿器科・前立腺センター長 三重大学医学部腎泌尿器外科名誉教授・リサーチアソシエイト
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、国立大学法人三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
増田 佐和子	臨時委員	独立行政法人国立病院機構三重病院（耳鼻咽喉科）医長
松本 剛史	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院助教

児童福祉専門分科会

令和5年12月15日現在

事務局：少子化対策課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

専門分科会長：委員の互選によって選出

設置根拠：児童福祉法第8条第1項、社会福祉法第12条、
三重県社会福祉審議会条例第2条

審議内容：児童福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員6名、臨時委員12名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
青山 弘忠	委員	三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
宇仁田 元	委員	三重県小中学校長会副会長（志摩市立磯部小学校校長）
柿本 宏枝	委員	三重県自閉症協会副会長
坂井 治美	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員
対馬 あさみ	委員	公募委員（三重こども食堂ネットワーク代表）
山本 壽人	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
石田 芳久	臨時委員	児童精神科医
越川 洋子	臨時委員	三重県母子寡婦福祉連合会理事長
奥野 敏	臨時委員	一般社団法人三重県里親会会長
佐々木 光明	臨時委員	神戸学院大学法学部教授
田上 清乃	臨時委員	三重弁護士会 推薦弁護士
竹村 浩	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター 事務局長
中島 弘道	臨時委員	子ども心身発達医療センター副センター長
中野 智行	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
藤田 典子	臨時委員	三重県看護協会常任理事
松浦 直己	臨時委員	三重大学教育学部教授
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表

児童福祉専門分科会こども相談支援部会

令和5年12月15日現在

事務局：子ども福祉・虐待対策課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

部会長：佐々木 光明

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・児童福祉法に基づき、保護者・児童への訓戒・指導、里親・児童養護施設等への委託（保護者又は未成年後見人の意に反する場合を含む。）等の措置に係る審議
- ・児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待死亡事例等の分析及び検証
- ・児童福祉法に基づき、被措置児童等の虐待に係る通告・届出の受理、県の対応方針等の審議

構成員名簿（臨時委員5名）

※五十音順

氏名	区分	職名
佐々木 光明	臨時委員	神戸学院大学法学部教授
田上 清乃	臨時委員	三重弁護士会 推薦弁護士
中島 弘道	臨時委員	子ども心身発達医療センター副センター長
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表

児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会

令和5年12月15日現在

事務局：子ども福祉・虐待対策課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

部会長：中野 智行

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・児童福祉法施行令第29条に基づく里親認定にあたっての意見
- ・三重県社会的養育推進計画の進行管理

構成員名簿（委員1名、臨時委員4名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
山本 壽人	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
石田 芳久	臨時委員	児童精神科医
奥野 敏	臨時委員	一般社団法人三重県里親会会長
竹村 浩	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター 事務局長
中野 智行	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長

児童福祉専門分科会保育所認可等部会

令和5年12月15日現在

事務局：子どもの育ち支援課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

部会長：委員の互選によって選出

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・ 保育所の設置認可のための意見聴取
- ・ 保育所の設備又は運営が条例の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるとき、保育所の事業の停止を命じるための意見聴取
- ・ 児童の福祉のため必要があると認めるとき、認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命じるための意見聴取

構成員名簿（委員2名、臨時委員3名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
青山 弘忠	委員	三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
宇仁田 元	委員	三重県小中学校長会副会長（志摩市立磯部小学校校長）
中野 智行	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
藤田 典子	臨時委員	三重県看護協会常任理事
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表

高齢者福祉専門分科会

令和5年12月15日現在

事務局：長寿介護課

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

専門分科会長：馬岡 晋

設置根拠：社会福祉法第11条第2項、三重県社会福祉審議会要綱第2条の2

審議内容：高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議

構成員名簿（委員3名、臨時委員12名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
伊藤 卓也	委員	公募委員（三重県理学療法士会副会長・事務局長）
吉良 勇藏	委員	三重県老人クラブ連合会会長
田邊 寿	委員	三重県地域福祉活動推進協議会会長
明石 典男	臨時委員	三重県社会福祉協議会事務局次長・福祉研修人材部長
馬岡 晋	臨時委員	三重県医師会副会長
大井 智香子	臨時委員	皇學館大学現代日本社会学部准教授
久保田 久美	臨時委員	三重県介護支援専門員協会副会長
近藤 辰比古	臨時委員	三重県老人福祉施設協会会長
志田 幸雄	臨時委員	三重県病院協会理事
高橋 充子	臨時委員	三重県栄養士会福祉協議会理事
田中 彩子	臨時委員	三重県老人保健施設協会理事
玉田 浩一	臨時委員	三重県地域密着型サービス協議会副代表理事
福森 哲也	臨時委員	三重県歯科医師会副会長
眞砂 由利	臨時委員	三重県看護協会専務理事
森田 あき子	臨時委員	認知症の人と家族の会三重県支部津地区世話人

令和4年度三重県社会福祉審議会各分科会・部会の開催結果について

三重県社会福祉審議会

民生委員審査専門分科会 1回開催

民生委員法に基づき、一斉改選に伴う民生委員・児童委員候補者の審査を行いました。

- ・一斉改選による審査・委嘱者数 3,979人

身体障害者福祉専門分科会

開催しませんでした。

審査部会

身体障害者福祉法等に基づく審査を行いました。

- ・身体障害者手帳に関する程度の審査 209件(26回)
- ・指定医師の指定に関する審査 50件(6回)

※()は部会開催回数

児童福祉専門分科会 1回開催

「子どもの貧困対策」及び「子どもを虐待から守る条例に基づく年次報告書」等について報告を行いました。

こども相談支援部会 9回開催

児童福祉法に基づき、児童相談所の措置事案等について審議を行いました。

- ・審議件数 17件、報告件数 18件

里親審査・施設機能強化部会 3回開催

児童福祉法に基づき、里親申込者を認定するにあたり審査を行いました。

- ・認定件数：養育里親18世帯、養子縁組里親12世帯
親族里親5世帯、専門里親1世帯

保育所認可等部会 1回開催

保育所設置認可申請調書等について審議を行いました。

- ・審議件数 2件

高齢者福祉専門分科会 1回開催

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」について審議・報告を行いました。

「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」 (中間案) について

1 プランの位置づけ

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性等を明らかにした計画であり、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」に位置づけられます。

令和3年3月に策定した現行プランは令和5年度末をもって終期を迎えることから、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする新たなプランを策定します。

このたび、三重県障害者施策推進協議会および三重県障害者自立支援協議会等の議論をふまえ、別冊1のとおり中間案をとりまとめました。

2 次期プラン(中間案)の概要

第1章 総論(別冊1 P1～P46)

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、多様性を認め合い、生きがいや安心を実感できる共生社会づくりに向けて各障がい者施策を推進します。

また、計画に基づき、障がい者施策を展開するにあたっては、

- (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 社会的障壁の除去
- (3) 障がい者本位の途切れのない支援
- (4) 障がいの特性等に応じたきめ細かい支援

を基本原則とします。

障がい者を取り巻く状況として、現行プランの期間において、障害者差別解消法や障害者総合支援法等の改正、医療的ケア児支援法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定が行われました。また、令和5年3月に国の障がい者施策の取組方向を示す「第5次障害者基本計画」が策定されるとともに、同年5月に「障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本的指針」が示されました。

障がい者の状況について、令和5年4月1日現在、県内の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が約67,500人、療育手帳所持者が約16,700人、精神障害者保健福祉手帳所持者が約17,800人で、合わせて約102,000人となっています。近年の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向ですが、療育手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向がみられます。

第2章 障がい者施策の総合的推進（別冊1 P47～P84）

現計画の進捗状況や課題等をふまつつ、障がい者施策を引き続き推進していく必要があることから、施策体系等の基本的な部分は継承します。

【次期計画の指標（案）】

目標項目	現状値 (R4)	目標値 (R8)
1 多様性を認め合う共生社会づくり		
障害者差別解消支援地域協議会設置率	80%	100%
アウトリーチによる合理的配慮に関する普及啓発実施件数	—	100回
手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員の登録者数	225人	266人
2 生きがいを実感できる共生社会づくり		
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	756回	1,000回
民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	59.1%	63.6%
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	1,880人	4,200人
3 安心を実感できる共生社会づくり		
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	2,159人	2,480人
医療的ケア児・者コーディネーター養成者数	174人	300人
三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）登録員数	98人	200人

第1節 多様性を認め合う共生社会づくり

（1）権利擁護の推進

障がい者差別等に関する相談について、相談員を設置し適切に対応するとともに、相談事例の検証や情報共有を行うことで、障がい者に対する差別の解消に取り組みます。また、令和6年4月からの改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業者による合理的配慮の提供が確保されるよう周知啓発に取り組みます。

障害者虐待の未然防止や早期発見、適切な対応を図るため、障害福祉サービス事業所等の従業者等を対象とした研修を実施するとともに、事業所等で虐待事案が発生した場合は、改善に向けた取組を継続的に確認し指導するなど、再発防止に取り組みます。

(2) 障がいに対する理解の促進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、さまざまな機会を活用し、障がいについての理解を深めるための啓発や広報を実施するとともに、学校において福祉教育や人権教育を進めます。

(3) 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

視覚・聴覚障がい者等への情報保障のためのアクセシビリティ向上の取組を進めるとともに、手話通訳等による意思疎通支援の充実を図ります。

また、県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光を楽しむ環境づくりを進めます。

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

(1) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもについて、小・中・高等学校、特別支援学校の間で指導・支援に必要な情報を確実に引き継ぎ、早期からの一貫した支援を行います。

特別な支援を必要とする子どもがどの学校にも在籍していることから、すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高められるよう、研修等を実施します。

卒業後も地域で豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術活動や地域行事への参加などを通して、周りの子どもや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発に努めます。

(2) 雇用・就労の支援

障がい者雇用の拡大のため、関係機関と連携し、地域の企業等における職業訓練の実施やステップアップカフェなどの取組を行います。また、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、テレワークや短時間就労など障がい者のニーズに応じた多様で柔軟な働き方について県内企業への普及に努めます。

福祉事業所における工賃向上を図るため、専門家による研修会の開催やコンサルタントの派遣を行うことで福祉事業所の経営改善を支援します。また、福祉事業所への受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の運営を支援するとともに、福祉事業所等への優先発注に取り組みます。

農林水産分野における障がい者の就労拡大に向け、農福連携等に取り組む福祉事業所や農林水産事業者を支援するとともに、施設外就労を中心に農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなど支援体制の構築・強化に取り組みます。

(3) スポーツ・芸術文化活動の拡大

障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、三重県障がい者スポーツ支援センターを拠点に、障がい者スポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成、相談支援や情報発信などに取り組みます。

芸術文化活動を通じた障がい者の多様な活躍の場の拡大を図るため、三重県障がい者芸術文化活動支援センターを拠点に、発表する機会の創出や専門家による支援、情報収集・発信などに取り組みます。

視覚障がい者等の読書環境の整備を図るため、県立図書館や点字図書館等で行われている視覚障がい者等へのサービスの周知を行うとともに、障がいの状況に応じた読書環境の充実に取り組みます。

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

(1) 地域移行・地域生活の支援の充実

障がい者が地域において必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて自立した生活が送れるよう、市町による基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を進めるなど相談支援体制の充実に取り組むとともに、障がい者の地域生活を支援するための基盤整備に取り組みます。

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の職員を対象とした各種研修を実施することで障がい福祉人材の育成や資質向上を図るとともに、福祉・介護職員の処遇改善やロボット・ICT導入による負担軽減により安定的な人材確保に取り組みます。

(2) 福祉と保健・医療などが連携した支援の充実

障がい児やその家族を支援するため、障がいの早期発見・早期支援につなげるとともに、障がい児等の地域生活を支援する拠点として児童発達支援センターの整備及び機能強化に取り組みます。

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児支援のための体制整備に取り組むとともに、精神障がい者が身近な地域で保健、医療、福祉等のサービスを切れ目なく受けられるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築、難病患者の療育・生活相談等に取り組みます。

医療的ケアを必要とする障がい児・者に対し、途切れのない支援が適切に提供されるよう、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、家族等への相談支援、地域の支援者支援や受け皿の整備に取り組みます。

発達障がい児・者について、途切れのない発達支援体制の構築や専門人材の確保、強度行動障がいに対する支援体制の充実などに取り組みます。

(3) 防災・防犯・安全対策の推進

災害等の発生に備え、関係部局と連携して市町への働きかけや支援を行うことで、地域における避難行動要支援者対策や福祉避難所設置の促進を図ります。

社会福祉施設等における避難確保計画に基づく訓練の実施を促進するとともに、三重県DWA T派遣に備えた登録員の確保及び訓練等に取り組みます。

障がい者の安全確保のため、防犯対策に取り組むとともに、障害児通所支援事業所等の送迎車両の安全確保措置や外出時の通路の安全確認など、障がい児の安全対策に取り組みます。

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画（別冊1 P85～P124）

令和5年5月に告示された国の基本的指針をふまえ、地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標や、支援体制整備のための活動指標（サービス見込量）等について、障害保健福祉圏域単位および県全体で定めます。

成果目標や活動指標の具体的な数値等については、現在、各市町で検討中の障害福祉計画および障害児福祉計画の数値等と整合を図る必要があることから最終案に明記します。

なお、県が主体的に実施する事業に係る数値目標および全市町の設置等が望ましい数値目標については、現時点の案を記載しています。

第4章 計画の推進（別冊1 P125～P127）

福祉・医療・雇用・教育などの関係分野が協議、連携し、施策を総合的に推進するとともに、三重県障害者施策推進協議会等における報告、検証、協議等を実施するなど、PDCAサイクルに基づき適切に進行管理を行います。

3 今後の予定

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和5年 | 12月 | 県社会福祉審議会で説明（中間案）
パブリックコメント実施（～令和6年1月） |
| 令和6年 | 2月 | 障害者自立支援協議会で説明（最終案）
障害者施策推進協議会で説明（最終案）
障がい者差別解消支援協議会で説明（最終案） |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）
計画の策定 |

「第 3 次三重県手話施策推進計画」(中間案) について

1 計画の位置づけ

「三重県手話施策推進計画」は、平成 29 年に施行された「三重県手話言語条例」(以下「条例」という。)に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県障害者計画(「みえ障がい者共生社会づくりプラン」)の一部として平成 29 年 3 月に策定したものであり、現行の「第 2 次三重県手話施策推進計画」(以下「現計画」という。)の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までとなっています。

令和 5 年度は現計画の最終年度となることから、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年を計画期間とする「第 3 次三重県手話施策推進計画」(以下「次期計画」という。)を策定します。

このたび、三重県障害者施策推進協議会および手話施策推進部会等での議論をふまえ、別冊 2 のとおり中間案をとりまとめました。

2 次期計画策定のポイント

手話とは、「独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」であり、「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語」であるという基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざします。

また、現計画の取組の検証や手話を取り巻く環境の変化をふまえ、以下の項目について取り組めます。

- ① ICT 等を活用した意思疎通支援の周知と利用の促進
- ② 手話通訳者の養成・確保
- ③ 手話の普及・啓発
- ④ ろう児等の手話の学習等
- ⑤ 手話の使用に関する事業者への支援

3 次期計画(中間案)の概要

第 1 章 計画の策定にあたって(別冊 2 P1~9)

現計画で残された課題と手話を取り巻く環境の変化をふまえつつ、現計画の基本的認識及び基本理念、施策体系を継承し、次期計画を策定します。

なお、次期計画は、条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画(「みえ障がい者共生社会づくりプラン」)の一部として策定します。

第2章 施策の展開（別冊2 P10～18）

1 基本的施策と具体的な取組

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

- (1) 県政情報の手話による発信等
 - ・手話付きテレビ広報番組の制作・放映
 - ・知事定例記者会見等における手話通訳の実施
 - ・県のイベント・会議等における情報保障の確保 等
- (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
 - ・三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施
 - ・ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討 等
- (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置
 - ・災害に備えた聴覚障がい者の支援体制の検討
 - ・聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進 等

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

- (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充
 - ・手話通訳者等の派遣事業の実施
 - ・手話通訳者の人材育成の推進
 - ・市町における手話通訳者設置に向けた取組の支援 等

施策3：手話の普及等【条例第10条】

- (1) 県民が手話を学習する機会の確保等
 - ・県ホームページやSNSを通じた手話に関する情報等の掲載
 - ・手話パンフレット等による普及啓発
 - ・県民向け手話講座の開催 等
- (2) 県職員及び市町職員に対する手話研修等の実施
 - ・県職員及び市町職員に対する研修の実施 等
- (3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進
 - ・手話を学ぶ取組の実施
 - ・手話についての理解啓発の促進 等

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

- (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
 - ・ろう児に対する手話教育の環境整備等 等
- (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
 - ・保護者に対する手話講習会等の実施
- (3) 聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 等

施策5：事業者への支援【条例第12条】

- (1) 事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援
 - ・サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知
 - ・雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知 等

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

- (1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等
・手話に関する調査研究への協力

2 数値目標

目 標 項 目	現状※1	令和8年度 目標値
聴覚障がい者災害支援サポーター登録者数 【施策1】	134人	150人
登録手話通訳者数（県）【施策2】	116人	135人
手話通訳者の派遣件数（県）【施策2】	650件	900件
手話に触れたことのある子どもの割合 ※2 【施策3】	76.9%	80%
聾学校における保護者向け講習会の参加者数 （累計）【施策4】	2,314人	3,900人
事業者を対象とした、サービス提供時における手話 の使用を含めた合理的配慮の周知件数【施策5】	-	100件

※1 「手話に触れたことのある子どもの割合」は令和5年度実績、それ以外の項目は令和4年度実績

※2 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）

第3章 計画の推進（別冊2 P19～20）

次期計画の基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力するとともに、県の福祉、教育、雇用などの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。また、PDCAサイクルにより適切な進行管理を行います。

4 次期計画における主な取組

(1) 情報の取得等におけるバリアフリー化等

遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、感染症の拡大防止や災害時だけでなく、手話通訳者の確保が困難な遠隔地でのイベント開催時など、利用範囲を拡大することで利用促進を図るとともに、電話リレーサービスを含めたICT等を活用した意思疎通支援について周知を図ります。

また、災害時等における手話による情報取得及び意思疎通について、市町との「災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定」にもとづく連携のあり方や、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）における聴覚障がい者団体の役割に関する検討を進めます。

(2) 手話通訳を行う人材の育成等

若年層を中心に幅広い年代で手話通訳者養成講座の受講者数の増加を図るとともに、手話通訳者全国统一試験に合格した新任の手話通訳者を対象とした説明会を開催することにより、手話通訳者の養成・確保を進めます。

また、手話通訳者が設置されていない市町に対し、県内各市町の設置状況を情報提供するなど設置に向けた支援を行うことで、ろう者が意思疎通支援を適切に受けることができるよう、体制の強化に取り組みます。

(3) 手話の普及等

県ホームページやSNSを通じた手話に関する情報の発信や手話パンフレットによる啓発を進めるとともに、県民向けの手話講座の実施回数を拡充するなど、さまざまな機会を捉えて普及啓発に取り組みます。

また、小中学校の総合的な学習の時間や、高等学校の学校設定科目を活用し、児童生徒が手話に接し、手話を学習する機会をつくり、手話についての理解促進を図ります。

(4) ろう児等の手話の学習等

ろう児が手話により様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の学習、手話による情報の提供に取り組むとともに、電話リレーサービスについて、連絡手段の一つとして利用できるようチラシを配布するなど、サービス制度や利用方法等を周知します。

また、保護者に対する手話講習会や手話に関する相談等を実施します。

(5) 事業者への支援

令和6年4月から、事業者による、ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮が義務化されることから、事業者がろう者に対しサービスを提供する際やろう者の雇用時において、手話の使用に関して合理的な配慮を行えるよう、必要な支援に努めます。

5 今後の予定

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和5年 | 12月 | 県社会福祉審議会での説明（中間案）
パブリックコメント実施（～令和6年1月） |
| 令和6年 | 2月 | 障害者施策推進協議会手話施策推進部会での説明（最終案）
障害者施策推進協議会での説明（最終案）
障がい者差別解消支援協議会での説明（最終案） |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）
計画の策定 |

「第 9 期三重県介護保険事業支援計画・第 10 次高齢者福祉計画
(みえ高齢者元気・かがやきプラン)」(中間案) について

1 計画策定の経緯

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」は、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と老人福祉法に基づく高齢者福祉計画を一体とした計画で、高齢者への福祉サービス全般に係る事項を対象とするとともに、市町が策定する介護保険事業計画をふまえて、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めたものです。

平成 12 年以降、3 年ごとに改定を行っており、令和 2 年度に策定した現行プランが令和 5 年度末で終期を迎えることから、これまでの取組の進捗状況や本県の現状と課題をふまえ、次期計画を策定します。

2 計画(中間案)の概要

第 1 章 プラン策定の基本方針(別冊 3 P 1～)

計画のめざす方向性は、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる社会」であり、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ることとしています。

また、同時に策定を行う三重県医療計画との整合性を図るとともに、みえ障がい者共生社会づくりプラン、三重の健康づくり基本計画等との調和を図ります。

第 2 章 プラン策定にあたっての考え方(P 13～)

プラン策定にあたって、高齢者の現状、高齢者を取り巻く状況や計画の考え方について記述しています。

第 3 章 具体的な取組(P 29～)

(1) 介護サービス基盤の整備(P 30～)

- ・施設サービスの必要性が高い高齢者が優先的に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。

(2) 地域包括ケアシステム推進のための支援(P 55～)

① 地域包括支援センターの機能強化

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核的な機関として、地域包括支援センターの体制強化を図るため、研修会の開催や地域ケア会議へのアドバイザー派遣などを行います。

②介護予防・生活支援サービスの充実

- ・市町等が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた取組を支援します。
- ・誰でも参加することのできる介護予防活動の地域展開をめざして、機能の多様化や他事業との連携等により、通いの場の一層の推進を図ります。
- ・介護予防、自立支援・重度化防止等に向けた市町支援事業を展開するとともに、各市町の取組状況等の把握や地域課題の分析を定期的実施し、PDCAサイクルに沿った事業の推進を支援します。

③在宅医療・介護連携の推進

- ・在宅医療体制の整備に係る取組を推進するとともに、市町が在宅医療・介護連携について主体的に課題解決を図り、PDCAサイクルに沿った取組を進めることができるよう、伴走型の支援を行います。
- ・本人の意思決定を尊重した人生の最終段階における医療・ケアを進めるため、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に係る人材育成、普及啓発に取り組みます。

(3) 認知症施策の推進（P102～）

①地域支援体制の強化と普及啓発～「共生」の取組

- ・認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、「認知症本人大使（希望大使（仮称））」の任命を行うなど、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。
- ・地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジを地域ごとに構築するとともに、その活動が継続されていくよう支援します。

②医療・介護サービスの充実と予防～「予防」の取組

- ・認知症疾患医療センターが、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源を有効に活用できるよう、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化し、ネットワークづくりを進めます。
- ・地域における高齢者の通いの場の拡充を支援するとともに、一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する活動を推進します。
- ・認知症ITスクリーニングを実施し、認知症の早期診療・介入を行う地域をさらに拡大することで、事業の広域展開を進めるとともに、病診連携や医療・介護連携の推進を図ります。

(4) 安全安心のまちづくり（P126～）

- ・必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町による利用の促進に関する基本的な計画の策定や、地域連携ネットワークの中核となる機関の設置等について支援します。

- ・高齢者虐待の未然防止に向け、介護施設従事者等を対象とした研修会を実施し、正しい知識や対応についての普及啓発を行います。
- ・地震や土砂災害等により、高齢者が被災する事例が増加していることから、防災対策や高齢者が安心して過ごせる場の確保に向けた取組を進めます。
- ・介護事業所等における感染防止対策について必要な支援を行います。

(5) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および生産性向上の推進 (P168～)

① 介護人材の確保・定着

- ・三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や求人・求職情報の発信等を行うとともに、キャリア支援専門員を配置し、就職希望者と介護施設等とのマッチングを支援します。
- ・介護職員の負担軽減と専門職化が可能となるよう、元気高齢者等が介護職員の周辺業務を担う介護助手の導入を推進します。
- ・外国人介護人材の参入・定着を促進するため、介護施設等が実施する奨学金支給や集合研修等の取組に対して支援するとともに、受入説明会の開催等により、介護施設等における受入れ制度への理解促進を図ります。
- ・介護職員の処遇改善に向けて、介護職員処遇改善加算等の取得支援を行います。
- ・介護職場のイメージアップを図るため、小中学校・高校生等への魅力発信や介護イベントを実施します。

② 介護職員等の養成および資質向上

- ・社会福祉施設職員の資質向上のため、三重県社会福祉研修センターにおいて、キャリアパス対応生涯研修、業種別研修、課題別専門研修等を実施します。

③ 介護現場の生産性向上の推進

- ・介護サービス事業所における文書負担軽減のため、国が示した標準様式例による申請様式の標準化及び添付書類の簡素化を行うとともに、オンラインによる指定申請等ができるよう取り組みます。
- ・介護施設等が行う介護ロボットやICTの導入等を支援します。
- ・介護現場の生産性向上を図るため、「介護生産性向上総合相談センター（仮称）」を設置し、介護ロボットやICT等の導入、経営面での相談対応等に取り組みます。

(6) 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化 (P200～)

- ・介護保険制度の円滑な運営に資するため、保険者に対し必要な助言を行います。
- ・介護給付の適正化に向け、市町が行うケアプラン等を活用した点検等の取組について、研修会の開催、アドバイザーの派遣等により支援します。

第4章 地域医療構想区域ごとの概況 (P227～)

現在、市町においてサービス量等の検討過程にあるため、最終案において報告します。

第5章 計画の目標（P229～）

計画の柱ごとの目標値については、下記のとおりです。

取組体系	指 標 名	現 況	目 標 値
介護サービス基盤の整備	特別養護老人ホーム（広域型・地域密着型）の整備定員数（累計）	10,882床 （令和4年度）	〇〇床（※） （令和8年度）
地域包括ケアシステム推進のための支援	通いの場に参加する高齢者の割合	3.4% （令和3年度）	8.0% （令和8年度）
認知症施策の推進	チームオレンジ設置市町数	8市町 （令和5年9月末）	29市町 （令和8年度）
安全安心のまちづくり	中核機関（成年後見）を設置した市町数	21市町 （令和5年4月）	29市町 （令和8年度）
介護人材の確保	県内の介護職員数	32,243人 （令和3年度）	〇〇人（※） （令和7年度）
介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化	介護給付適正化主要3事業すべてを実施している保険者の割合	84% （令和4年度）	100% （令和8年度）

※ 目標値の算出に使用するツール等が厚生労働省から提供されておらず、現時点で算出できないため、最終案において報告します。

3 現計画からの主な変更点等

次期計画は、「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および生産性向上の推進」を地域包括ケアシステムの主たる取組として構成を見直し、実施内容を拡充のうえ、より一層注力していきます。

<次期計画における取組の構成>

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 1 介護サービス基盤の整備 | 2 地域包括ケアシステム推進のための支援 |
| 3 認知症施策の推進 | 4 安全安心のまちづくり |
| 5 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および生産性向上の推進 | |

1・2・3・4・5を下支え

- | |
|-------------------------|
| 6 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化 |
|-------------------------|